

公報

一九四七年九月十五日
第十四號

臨時北部南西諸島政廳

軍政府 合衆國軍政府 特別布告第十八號

労働者災害扶助金の件

北緯三十度以南の南西諸島及其の近海の住民に告ぐ

合衆國軍政府又は其の代理人に於て雇傭中の南西諸島民が負傷した場合之に經濟上の保護を與へ本人又は其の被扶養者に労働者災害扶助金を給付するの必要を認め北緯三十度以南の南西諸島及其の近海軍政府長官合衆國陸軍准將フレデリック・エル、ヘイドンに茲に左の布告をする

第一條 労働者災害扶助金の給付

合衆國軍政府は南西諸島に於ける合衆國軍政機關又は其の代理人に雇傭されてゐる。南西諸島民が被傭中職務上負傷し之に依り不具廢疾となり又は死亡したる時は本令で規定する労働者災害扶助委員會の裁決せる労働者災害扶助金を支拂ふ

第二條 定義

本令に於て「労働者災害扶助」とは從業中不慮の負傷をなしたるために不具又は終身廢疾となり若は死亡したる者にして怠慢によるにあらずることを明かなる場合之に對し必要なる醫療を施し又圓貨又は時々制定せらるる他の通貨を以て一定額の扶助金を支拂ふことを謂ふ。「不慮の負し」とは從業員が被傭中職務上被れる身体的ふしやうを謂ふ。

「被傭中」には從業員が雇よう主のため其の住居より從業場又は從業場より住居に運搬せらるる途中の時及場所を含む。「醫療」は外科手術及び其の必要ある時は入院看護醫藥品及び外科手術等を含む。「醫者」は内外科醫を含む。「從業員」は男女を問はず南西諸島民にして合衆國軍政機關又は其の代理人に直接雇ようせられ軍政府費より其の給金又は俸給を受ける者を謂ふ。雇よう主とは南西諸島軍政機關又は其の代理人例へば合衆國陸軍省のために工事をなす個人請負者の如きを謂ふ

第三條 適用法令

大正七年十一月二十一日勅令第三八二號日本政府「よう人扶助令」同勅令を修正せる昭和元年六月三十日勅

令第二三九號同昭和三年六月二十八日勅令第一二八號同昭和十一年十二月二十一日勅令第四四九號（よう人扶助令に於て準用する日本諸法令の關係諸條項を含む）を以て労働者災害扶助法とすることを茲に布告する合衆國軍政機關又は其の代理人の雇ように係る労働者の災害扶助金特に日本工場法第七條に關する勅令第一九三號（譯者註工場法施行令）に規定する扶助金額の計算に關しては以下別に規定する場合を除き凡て之に依つて其の取扱ひ裁定をなすことを要する

第四條 命令權

軍政府副長官は本布告に依り労働者災害扶助金請求に對し其の管理裁決定定並に監督に關し必要と認むる命令規則を制定する

第五條 労働者災害扶助委員會の組織

労働者災害扶助金請求に對し其の裁決定定に關する取扱ひは沖繩群島労働者災害扶助委員會北部南西諸島同委員會及び宮古、八重山を含む南部南西諸島同委員會の三つの地方労働者災害扶助委員會に於て之をなす各委員會は委員四名を以て組織し各委員は其の地方民政府労働部衛生部司法部及び其地軍政府司法部の各代表者一名宛とする軍政府司法部代表者は該委員會の議長となる委員會議のなしたる査定額に凡て議長の同意を得るを要する

各労働者災害扶助委員會は労働者災がしふ助請求の裁決定定に當るべき必要なる査定員を任命するを要す但しその爲したる査定額は支拂をなす前に委員會の検査認可を受けるを要す委員及査定員の任命は凡て其地軍政府の認可を受けるを要し其の任命權は軍政府にあるものとす

各地方委員會は労働者さいがいふ助金請求の提出裁決定定證明並に右請求の支拂に要する資金の豫算等に關する手續規則を制定するを要す右は凡て軍政府の認可を受けるを要す

第六條 労働者さいがいふ助金

軍政府本部資金係官に對し労働者さいがいふ助金の支拂に要する充分な賠償金を要求すべき權限を附與し要求すべきことを命じる本資金は之を労働者さいがいふ助金と稱し各地方委員會は毎年軍政府本部財務部に必要金額の豫算を提出しなければなら

ない軍政府本部資金係官又は其の正式代理人は地方委員會の裁決した労働者さいがいふ助金支拂に對し責任を有する

第七條 翻譯

本布告又は本官の權限により發布せられたる他の布告命令規則等の英文と其の譯文との間に矛盾或はあいまいの点生じたる場合は英文に據る

第八條 施行期日

本布告は一九四七年八月六日より有効とする

一九四七年八月六日

琉球軍司令官

軍政府長官

合衆國陸軍准將

フレデリック・エル、ヘイドン

軍政府副長官

歩兵大佐

ウィリアム・エイチ・クレイグ

指令

一九四七年九月三日

北部南西諸島米國軍政府長官

工兵少佐

フレッド・エム、ラブリー

臨時北部南西諸島知事殿

十島村長補欠選舉の件

一、合衆國海軍々政府布告第二號違反に依り文園村長は北部南西諸島上級軍事裁判所に於て有罪確定せるを以て十島村長の職が欠員となつてゐる
二、文園彰の殘留任期を充たすべき十島村長補欠選舉を、出来るだけ早く實施して貰ひたい。

新制中學校設立に際して

知事 豊島 至

現在、我が奄美諸島の歸屬問題は未解決のまゝであつて吾々が直面して居る各種の問題に對して決定的な措置を講ずることの出来ない環境に在ることは甚だ残念に存する次第であります。然し乍ら、吾々が母國日本に復歸すると、米國の支配下に所屬すると、その何れに拘らず、吾々は吾々自らの經濟を確立し吾々の生活を安定せしめると

いふこと、ボツダム宣言に示された
條項に従つて吾々自身を民主化すると
いふ、この二つの命題は絶對不變の原
則であります。

而かも此の二つの命題は凡ゆる問題の
内最も重大にして且最も緊急解決を要
するものであります。

此の観点からして吾々は曩に低物價政
策を實施し經濟確立と民生安定を企圖
すると共に將來の經濟、財政、産業、
貿易諸政策の實現のための基礎的工事
の建設を開始したのであります。

民主化の問題は即ちかつて教育の強
化刷新に在るのであります。

民主主義は政治經濟、産業、教育、思
想、文化の基本的原理であり、而かも
之等各般の運営は之を通して民主主義
を完成することを以てその窮極的目的
とするものであります。

終戦と同時に古き因襲の封建的社會組
織の殻を脱却して、民主主義社會への
飛躍的發展を遂ぐべき絶對至上命題を
與へられた吾々奄美諸島民族に必要な
ものは、實に教育の強化刷新とその普
及徹底であります。

殊に數世紀に亘る長い體驗によつて進
化發展した此の思想は、今、吾々が直
ちに之を身につけるべく余りに深淵に
して廣汎な思想であるが故に廣義にも
あれ、狹義にもあれ、長期間にわたる
繼續的な教育の力を俟たずしては訓練
することの出来ないものであつて、新
世代に相應しい教育制度の急速な制定
が要請せられる所以であります。

茲に於て六、三、三制の教育系統案が
成立し愈々來春新學期を期して小學校
六年の年限についで三ヶ年制の義務
教育制である中學校の開設を見る運び
に至つたことは、本部教育水準の昂揚
の爲めに誠に慶祝に堪えない次第であ
ります。

此の新制中學校は從來の中學校を
三ヶ年制に短縮して之を全般的に解放
、機會の均等を得しめ、而かも之を以
て獨立した完全教育たらしめ且、義務
教育の擴大強化を期したものであつて
、從來の高等科の教育觀念とは全然趣
を異にするものであることを充分念頭
に置かなければならないと思ふのであ
ります。

従つてその内容の充實、教育効果の増
大とに對しては、絶大なる期待が寄せ
られてゐるのであります。徒らなる
らん立によつて教育力を弱体化するこ
とは充分警戒を要するところでありま
す。
吾々は本諸島の將來と、新制中學校の

持つその意義の重大性に鑑み、單なる
地方的感情や單純な個人的主觀を以て
もし眞に新制中學校の持つ本質的使命
に目覺め、教育をして教育的効果あら
しむべき深遠な思慮に徹し、本郡の持
つ性格的な悩みをどう察し、高所大局
に立つ判斷によつて事を決せられるこ
とを切望して止まない次第であります

告示

政廳告示第六五號

北部南西諸島に於ける豚の血統
登録規則を制定し、ここにこれを公
布する。

一九四七年八月一日

臨時北部南西諸島知事 豊島 至

豚血統登録規則

第一條 北部南西諸島に於ける、豚の
形質の改善増殖を圖る爲に優良な
パークシヤ豚について本規則によ
りその血統を登録させる事を目的と
する。

前項の登る事務は知事が大島中
央農會會長に之を行はせる

第二條 前條の登録を受けようとする
ものは別紙を添へる様式第一號によつ
て登る申請書を市町村農會を經
由して大島中央農會會長に提出しな
ければならぬ。

第三條 血統登録は左の資格を持つて
ゐる豚で第四條に規程する審査に
合格したものに限りて之を行ふもの
とする。

一、生後五十日以上のものであつて
兩親共に血統証をもつてゐるもの
又は血統明確と認める事が出来る
もの。

二、一産で六頭以上を分娩した経験
をもつたもの、仔豚

第四條 登録すべき豚の審査は豚血統
登録審査委員が之を行ふものとす

登録審査委員は政廳畜産課及大
島中央農會、大島産業試験場所屬
の畜産技術者並に豚に關する知識
驗のあるものから知事が之を任命し
又は囑託する

第五條 大島中央農會は審査を行ふ
時は審査期日、場所區域、其の他必
要な事項を審査期日二十日前迄に市
町村農會會長に通告するものとす
市町村農會會長は前項の通告を受け
た時は審査期日三日前迄に其の旨登
録申請したものに通知しなければ

ばならない。
第六條 前條第二項の通知を受けた登
録申請者は、指定日にその豚を審査
場にひき付け、審査を受けなければ
ならない。

豚が疾病傷痕その他止むを得ない事
由によつて審査を受ける事が出来な
い時はその豚の飼養者は審査前日迄
にその事由を市町村農會會長に届出
でなければならぬ。前項の届出の
あつた豚については市町村農會會長
は審査前日若しくはその當日、名義、
飼養者の氏名及び事由を第四條第一
項の審査委員に通告しなければなら
ない。

第七條 審査委員が審査を終了した時
は、大島中央農會會長を經由して知
事に審査報告をしなければならぬ

第八條 審査に合格したものは血統
證明書を交付する。

第九條 血統證明書を汚損したり、又
は亡失した時は登録番號と其の事由
を記して市町村農會を經由して、
大島中お農會會長に申出る事がで
きる前項の申出があつた時は調査
の上書換又は再交付をする事が出来
る。再交付があつた時は原證明書は
その効力を失ふものとす。

第十條 血統登録した豚をじやう渡し
した時はゆづり受人に移動手づきを
して證明書を受け取るものとする。

第十一條 とう録した豚が斃死したと
き、又はこれを屠殺処分したときは
その飼養者は直ちに血とう證明書を
添へその旨を市町村農會を經由し
て大島中お農會會長に申出でなけ
ればならぬ。

第十二條 とうろくに錯誤を發見した
時はそのとうろくに之を更生する。
但し更生する事ができないものにつ
いては之を取消するものとする。

第十三條 血とうとうろくに關して虚
偽の申告又は不正な行爲があつたと
認められる時はとうろくを拒絶し又
はとうろくを取消し血とう證を返納
させる事が出来る。

第十四條 とうろくをしたブタの所有
者は其の蕃殖状況を別紙の様式第二
號に従つて市町村農會會長を經由し
て之を中お農會會長に報告しなけ
ればならない。

第十五條 第二條の申請があつたとき
は、左記各號によつて審査をするも
のとする。
一、一般体型各部のつり合が良く体
下線は平直で体上線は稍さう隆の
觀を呈するもの

二、被毛黒色でなるべく六白で尙他に白斑がなく皮膚に皺ひだがないこと。
三、四肢は骨太くなく繋短く弾力があつて蹄は形質が良好で正しく起ち歩様がよい事。
四、乳頭は柔軟であつて配列發育良く六對以上ものなること。
五、性質温順品位に富み發育良好で健康の表徴を有する事。
第十六條 中おる農業會は別紙様式第三號の台帳を備へ審査事項をとうろく證明書と契印をして申請者に證明書を交付するものとする。
第十七條 第九條による再下附の申請があつたときは、其の欄外に再下附の印を押捺し、且其の印を以て台帳と契印とするものとする。

附則
本規則は公布の日から之を施行する

告示

政廳告示第六六號

北都南西諸島、稻、麥、甘藷
雜穀、採種圃設置規程を左の通り定める

一九四七年八月一日

臨時北部南西諸島知事 豊島 至

稻・麥・甘藷・雜穀・採種圃設置規程

第一條 優良品種の普及更新を圖る爲知事は本規程に基き北都南西諸島の稻、麥、甘藷、雜穀、採種圃設置に關する事業を大島中央農業會長に行わせる

第二條 前條の採種圃は市町村農業會その他適當と認める組合團體若しくは篤農家に之を設置させる

第三條 採種圃を設置するものに對しては毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する

第四條 採種圃を設置する者は大島中央農業會長が別に指示する採種圃設置要綱に基き別記様式第一號に依る申請書を市町村農業會長に提出し之を受理した市町村農業會長は様式第二號による配付計畫書を添へ左の期日迄に大島中央農業會長に提出しなればならない

- 一、稻 設置の前年十一月三十日
- 二、麥 七月三十一日
- 三、甘藷 設置の前年十一月三十日
- 四、雜穀 設置の前年十一月三十日

前項の書類を受理した大島中央農業會長はこれに據り事業計畫書を作成の上原議を添付し知事に提出してその認可を受けなければならぬ
第五條 採種圃は左の名號に該當するものである事を要する
一、品種は知事の指定したもので産業試験場の原種は生産の原種若しくは系統さい種は生産の原種を用ひたものであること
二、面積は大島中央農業會長の指示する範圍であること
三、位置は病害虫及園水害の虞なく日照、通風、良好で肥はう管理に便利な場所であること
四、耕種並にさい種の方法及種子の保管並に配布の方法については中おる農業會長の指導監督をうけること

第六條 さい種は左に定める數量を生産する事を要する
但し天災、地變その他止むを得ない事情により知事の承認を受けた場合は此の限りでない

- 一、稻 水稻一期作 反當畝 二石四斗以上
- 二、麥 水稻二期作 反當畝 二石五斗以上
- 三、甘藷 反當畝 八斗以上
- 四、雜穀 反當畝 五〇、〇〇〇本以上

秋植 反當畝 一五〇メ以上
四、雜穀 粟 反當畝 七斗五升以上

前項以外の事項に關しては大島中央農業會長がその都度設定するさい種は設置要綱で指示する
第七條 前條第二項さい種は設置要綱を定め大島中おる農業會長はこれを市町村農業會長に指示するに先だつて左の期日迄に知事に提出しその認可を受けなければならぬ

- 一、稻 設置の前年十一月一日
- 二、麥 七月一日
- 三、甘藷 設置の前年十一月一日
- 四、雜穀 設置の前年十一月一日

第八條 第四條に依りさい種は設置の認可を受けた者がさい種はの經營を廢止し又は計畫を變更しようとする時は知事の認可を受けなければならぬ
第九條 さい種はを設置する者は事業終了後遅滞なく様式第三號に依る配布報告書を市町村農業會長に提出し市町村の農業會長はこれに様式第四號に依る配布報告書を添へ大島中おる農業會長に提出しなれば

ならない但し該年度内に事業を完了しない者は様式第五號に依る豫想報告書を二月十五日迄に市町村の農業會長を経由して大島中おる農業會長に提出し事業終了後更に成績報告書を提出しなればならない
第十條 大島中おる農業會長は事業が完了すれば補助金交付申請書と前條による市町村からの報告書に依つて作製した事業成績報告書に原議を添へ三月一日迄知事に提出しなればならない
第十一條 さい種は設置の認可を受けた者又は補助金の交付を受けた者の各號の一に該當するときはその認可を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある
一、本規程若しくは本規程に基き發する命令に違反したとき
二、事業の經營方法が不適當であると認められた時
三、虚偽又は不正の行爲があると認められたとき
第十二條 本規程に定められたものの外知事が必要と認める事項は其の都度指示或ひは命令する事がある

附則

一、本規程は公布の日から之を施行する
二、昭和十五年三月二十九日鹿児島縣告示第三百五十一號大島郡米、麥、甘藷、さい種は設置補助規程は之を廢止する
三、本規程公布以前の申請書は一九四七年に限り本規程に據るものと見做す

告示

政廳告示第六七號

税制審議委員會規程の一部を左の通り改正する

一九四七年八月一日

臨時北部南西諸島知事 豊島 至

第一條中

「大島支廳長」と「臨時北部南西諸島知事(以下知事ト稱ス)」に改める

第二條中

「大島支廳財務課」を「臨時北部南西諸島政廳財政部」に改める

第三條中

「副會長二名」を「副會長一名」に改

第四條中
「會長は大島支廳長」を「會長は副知事」に

「副會長は大島支廳次長及財務課長」を「副會長は財政部長」に
「大島支廳長之を委嘱す」を「知事之を命じ又は委嘱す」に改める

第六條中
「大島支廳大島税務署」を「臨時北部南西諸島政廳」に
「大島支廳長」を「知事」に改める

第八條中
「本會は必要に應じ知事之を召集す」を加へる

附則
本規程は公布の日から之を施行する

政廳告示第六八號
一九四七年七月三十一日
臨時北部南西諸島知事 豊島 至

電話交換事務開始について
一九四七年八月五日から左記の郵便局に電話交換事務を開始する

上嘉鐵郵便局
坂嶺郵便局

政廳告示第六九號
北部南西諸島に飼育する役肉用牛の登録規則を左の通り定める
一九四七年八月一日

役肉用牛登録規則
第一條 役肉用牛の形質の改善及能力の増進を圖るため本規則によつて登録登記登録補助牛登記をなし豫備登録を行うものとする

前項登録は別に定める役肉用牛の体格審査標準によつて知事が大島中央農業會長に行わせる

第二條 本規程に依る登録登記・登録補助牛登記は左の各號に該當するものに限つて之を行うものとする
一、登録補助牛・登記は生後十八ヶ月に達し改良の基礎として、適當と認められた牛について体格審査標準により審査の結果、六十五點以上

發行人 臨時北部南西諸島 知事

を得點したもの。

二、登録登記は登録補助牛又は豫備登録牛の分べんした豫備につき検査の上之を登録する

第三條 豫備登録は左の各號に該當するものに限つて之を行ふ
一、とうろく補助牛の間、豫備として牛の間、若くは此等相互間に生産されたもので豫備として受けたもの

二、生後十八ヶ月に達し、別に定める体格審査標準によつて、審査の結果、得點七十五點以上のもの

第四條 とうろく又はとうろく記を受けようとする者は別記第一號様式による申込書を市町村農業會長を経由して大島中央農業會長に提出しなければならぬ

第五條 とうろく又はとうろく記すべき役肉用牛の審査は役肉用牛とうろく審査委員に知事が之を行はせる
とうろく審査委員は政廳畜産課職員及大島中央農業會、大島産業試験場所屬の畜産技術者並役肉用牛に關し學識経験のあるもので之を組織し、知事が之を任命し又は囑託する

第六條 大島中および農業會長は知事からの通告によつて審査の期日場所、區域其他必要な事項を審査期日二十日前迄に市町村農業會長に通告する

市町村農業會長前項の通告を受け、た時は審査期日三日前迄にその旨審査を受けなければならぬ牛の飼養者に通告するものとする

第七條 前條第二項の通知を受けた牛の飼養者はその指定に従ひその牛を審査場にひき付け審査を受けなければならぬ

牛が疾病傷痕その他已むを得ない事由に因つて審査を受ける事が出来ないときはその牛の飼養者は審査期日までに事由をつけてその旨市町村農業會長に届出なければならぬ

前項の届出のあつた牛については市町村農業會長は審査期日若しくはその當日牛の名號飼養者の氏名及事由を第五條第一項の審査委員に通告しなければならない

第八條 審査委員が役肉用牛のとうろく審査を終了したときは別記第二號様式によつて審査委員に通告しなければならぬ

第九條 とうろく及とうろく記をした時は別記第三號様式によりその旨記載した證明書を大島中央農業會長が之を交付する

第十條 とうろく及とうろく記をした牛の所有權に移動あつたときは、ゆづり受人は移動申込をなし移動證明を受

けるものとする

第十一條 とうろく及とうろく記證明書をき損又は亡失したときは調書の交換又は再交付をする。再交付の證明書によつて原證明書はその効力を失ふ

第十二條 登録或はとうろく記し死亡し又は之を屠殺処分したときはその飼養者は直ちにとうろく或はとうろく記證明書を添へその旨を市町村農業會長を経由して大島中央農業會長に届出でねばならぬ

第十三條 とうろく及とうろく記に關し虚偽又は不正の行為のあることが判明したときはそのとうろく及とうろく記を取消される

第十四條 とうろく及とうろく記に錯誤を發見した時はそのとうろく及とうろく記は之を更正する

第十五條 とうろく及とうろく記の記號は左の通りとする
豫備とうろく 予大黒
とうろく補助うろく記 補大黒

第十六條 とうろく及とうろく記番號は牝牛とも之を附し、とうろく及とうろく記すべきうろく記の名稱は牝は平假名、牡は漢字を用ふ

但し同一市町村に於いては既にとうろくとうろく記されたうろく記と同一名號を附する事は出来ない

第十七條 とうろく及とうろく記の通し、同時に納付するものとする
一、予備とうろく料 一頭に付 金十圓
二、とうろく補助うろく料 一頭に付 金五圓
三、こうしとうろく料 一頭に付 金三圓

四、移動證明手数料 一件に付 金二圓
五、とうろく證明書 再下附及書換手数料 一件に付 金五圓

第十八條 本規則に於いて飼養者とは役肉用さうり所有者若しくは管理人を謂ふ

附則
第十九條 本規則は公布の日から之を施行する

第二十條 昭和一九年八月一日施行中中央農業會役肉用さうりとうろく規程並に鹿兒島縣農業會役肉用さうりとうろく記取扱規程にして本規則の規定にてい觸する場合は本規則に依り廢止されたものとする
本規則施行前に於て鹿兒島縣役肉用さうりとうろく規程に據りとうろくを受けたものは本規則に據りとうろくを受けたものと看做す

印刷所 會費會社 奄美タイムス社